

## 運転期間に係る規定（原子炉等規制法）

### 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（抄）

#### （運転の期間等）

第四十三条の三の三十二 発電用原子炉設置者がその設置した発電用原子炉を運転することができる期間は、当該発電用原子炉について最初に第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日から起算して四十年とする。

2 前項の期間は、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けて、一回に限り延長することができる。

3 前項の規定により延長する期間は、二十年を超えない期間であつて政令で定める期間を超えることができない。

4 第二項の認可を受けようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

5 原子力規制委員会は、前項の認可の申請に係る発電用原子炉が、長期間の運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況を踏まえ、その第二項の規定により延長しようとする期間において安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合していると認めるときに限り、同項の認可をすることができる。

## 運転期間をめぐるこれまでの議論（更田委員長の答弁）

### 第204回国会 参議院 資源エネルギーに関する調査会 第4号（令和3年4月14日）

#### 高橋はるみ君に対する更田委員長の答弁

○高橋はるみ君

…そこで、運転期間制限について伺ってまいります。原子炉等規制法に基づく原子力発電所の四十年、そして六十年一回きりということですが、の運転期間制限についてであります。

全国にある多くの原子力プラントで停止期間が長期化している中、産業界からなどは、長期停止の間は中性子も照射されず、設備の劣化は進まないとして、運転制限期間のカウントから除外すべきとの議論が出ていると伺っているところであります。安全性を確保した上で、多くの安全対策を行った原子力発電所をしっかりと長期に活用していくことは大変重要な課題ではないかと考えるところであります。

これに関連しまして、原子力規制委員会は、昨年七月二十九日だったと思いますが、付けで**本件に関する見解文書（※別添①）を発表をされた**と承知をしております。私も何回も読ませていただきましたが、この文書は私レベルの知能では大変難解であります。

改めて、委員長のお口から、事業者のこうした問題提起に対する技術的見解を含めたポイントとなる部分を、できる限り分かりやすく、簡潔に御説明をいただければと思います。

○政府特別補佐人（更田豊志君）

お答えをいたします。

原子力発電所の運転期間に関しまして、昨年七月二十九日に原子力規制委員会が取りまとめた見解ですが、この見解文書のポイントは、まず、原子力規制委員会の役割は、原子炉施設などの経年劣化を考慮した上で、基準に適合するか否かを科学的、技術的な観点から評価することにあります。そして、その評価は運転期間にかかわらず可能であり、必ずしも四十年目ということに限りません。三十年でも五十年目でも可能です。この運転期間を四十年とする定めについては、原子力規制委員会の立場から見ると、この評価を行うタイミングを特定するという意味を持っています。現在、四十年目にはこの評価を行って、経年劣化などの影響がどのくらいかと。

一方で、このタイミングを定めている運転期間の在り方というのは、これは立法政策としての定めであって、原子力利用の在り方に関する判断、政策判断の結果によって与えられているものです。したがって、この四十年目というポイントについて原子力規制委員会が意見を述べる立場にはないということを見解は示しております。これは、原子力規制委員会としてもかねてから表明してきた考えを改めて示したものであります。

また、事業者から要望があった長期停止期間中における設備の劣化については、個別の施設ごとに機器等の種類に応じて評価する必要があるというふうに考えております。

# 運転期間をめぐるこれまでの議論（第6次エネルギー基本計画における記載）

## 第6次エネルギー基本計画（令和3年10月22日閣議決定）

### 5. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応

#### **（6）原子力政策の再構築**

##### ②原子力利用における不断の安全性向上と安定的な事業環境の確立

東日本大震災後に原子力発電所の停止期間が長期化していることを踏まえ、メーカー等も含めた事業者間の連携組織が中心となり、保全活動の充実や設計の経年化対策、製造中止品の管理等に取り組むとともに、**安全性を確保しつつ長期運転を進めていく上での諸課題について、官民それぞれの役割に応じ、検討する。**

## 運転期間をめぐるこれまでの議論（自民党提言）

### 自由民主党原子力規制に関する特別委員会

### 原子力安全規制・原子力防災の充実・強化等に関する提言中間報告（令和4年5月12日）※別添②

#### （提言4）40年運転制限ルールのあり方の検討

●本委員会が前回提言した、原子力発電所の長期停止期間における設備の劣化については、原子力規制庁とATENAの間で科学的・技術的な議論が行われ、事業者が、プラントごとに適切に保管・点検することにより、その進行を抑制できるとの結論を得た。またこの技術的議論を受け、**原子力規制委員会は令和2年7月に、40年という運転期間は立法政策として定められたものであり、利用のあり方に係る政策判断である、との見解をとりまとめた。**

●こうした議論の進捗も踏まえ、東日本大震災後11年を経てなお、多くの原子力発電所で停止期間が長期化している中、**安全性を確保しつつ長期運転を進めていくための諸課題について、政府及び原子力事業者は、喫緊のものとして認識し、官・民がそれぞれの役割に応じた措置を速やかに講ずること。**

## 運転期間をめぐるこれまでの議論（自民党提言）

### 自由民主党政務調査会総合エネルギー戦略調査会2050年CNに向けたエネルギー・産業構造転換PT クリーンエネルギー戦略の策定に向けた中間提言（令和4年5月19日）

●カーボンフリーのベースロード電源である原子力の利用のあり方については、ウクライナ侵略の影響も受けた電力料金の高まり、安全面の関心、電力のひっ迫の問題を踏まえて、今改めて、国民の声に耳を傾け、立地地域に寄り添いながら、今後の方針を明らかにすべき時にきている。福島第一原子力発電所の事故の反省と教訓を踏まえ、いかなる事情よりも安全性を最優先することを大前提に、原子力規制委員会の審査について効率化、体制強化を図りながら、新規制基準に適合すると認められた原子力発電所について地元の理解を得ながら再稼働を着実に迅速に進め、2030年における原発比率を達成する。

●**震災後、原子力発電所の停止期間が長期化し、実質的な運転可能期間が短くなっていることや、長期停止期間の経年劣化に関する原子力規制委員会の見解を踏まえ、運転期間制度のあり方を含めた長期運転の方策について検討し、必要な措置を講ずる。**併せて、運転中の設備点検などによる設備利用率向上にも取り組む。

●再処理等の核燃料サイクルや高レベル放射性廃棄物の最終処分については安全技術の更なる向上を進め、内外の理解を得ながら着実に推進するとともに、廃炉については円滑な実施が可能となるような事業環境整備に取り組む。

## 2022年参院選 自民党公約（総合政策集2022 J-ファイル）（令和4年6月16日）

### 160 安全性最優先での原子力発電所の再稼働

●いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会の審査について効率化、体制強化を図りながら、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原発の再稼働を進めます。その際、国も前面に立ち、地元自治体の理解が得られるよう丁寧な説明を尽くしてまいります。

●原子力発電所の基数は、東日本大震災前の 54 基から現在の 36 基（建設中を含む）に減少し、発電量における原子力比率も大幅に減少しています。そうした中、エネルギー基本計画のエネルギーミックスで示す 20～22%の実現に向けて、しっかりと取り組んでいきます。

●また、震災後、原子力発電所の停止期間が長期化し、実質的な運転可能期間が短くなっていることや、**長期停止期間の経年劣化に関する原子力規制委員会の見解を踏まえ、運転期間制度の在り方を含めた長期運転の方策について検討し、必要な措置を講じます。**併せて、運転中の設備点検などによる設備利用率向上にも取り組みます。

# 原子力委員会「原子力利用に関する基本的考え方」

- **原子力委員会**※が策定した「**原子力利用に関する基本的考え方**」（平成29年7月20日原子力委員会決定）は、**政府として尊重する旨が閣議決定**（平成29年7月21日）されている。

※ 中立性を保ちつつ府省庁を超えた原子力利用の政策方針を示す組織。  
担当大臣は、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）。

## 現行の「原子力利用に関する基本的考え方」（平成29年7月20日 原子力委員会決定）

### 5. 重点的取組とその方向性

#### 5.2.2 地球温暖化問題や国民生活・経済への影響を踏まえた原子力エネルギー利用の在り方

#### (3) 着実な軽水炉利用に向けた取組

原子力発電の発電コストに占める割合は、資本費が高く、燃料費等が低いため、原子力発電所を適正水準で長期間利用するほど発電コストは低下することから、**軽水炉の長期利用の取組を安全性向上とともに進めることが必要である。**

…なお、今日も含め原子力を取り巻く環境は常に大きく変化していくこと等も踏まえ、「原子力利用に関する基本的考え方」も5年を目途に適宜見直し、改定するものとする。

## (参考) 骨太・新しい資本主義実行計画

### 経済財政運営と改革の基本方針2022 (令和4年6月7日閣議決定) (抜粋)

#### 第3章 内外の環境変化への対応

##### 1. 国際環境の変化への対応

##### (3) エネルギー安全保障の強化

ロシアによるウクライナ侵略を踏まえ、エネルギー安全保障の確保が諸外国でも改めて重要課題に浮上する中、エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保を大前提に、脱炭素の取組を加速させるとともに、エネルギー自給率の向上を図る。そのため、徹底した省エネルギーを進めるとともに、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用する。

### 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 (令和4年6月7日閣議決定) (抜粋)

#### 4. GX (グリーン・トランスフォーメーション) 及びDX (デジタル・トランスフォーメーション) への投資

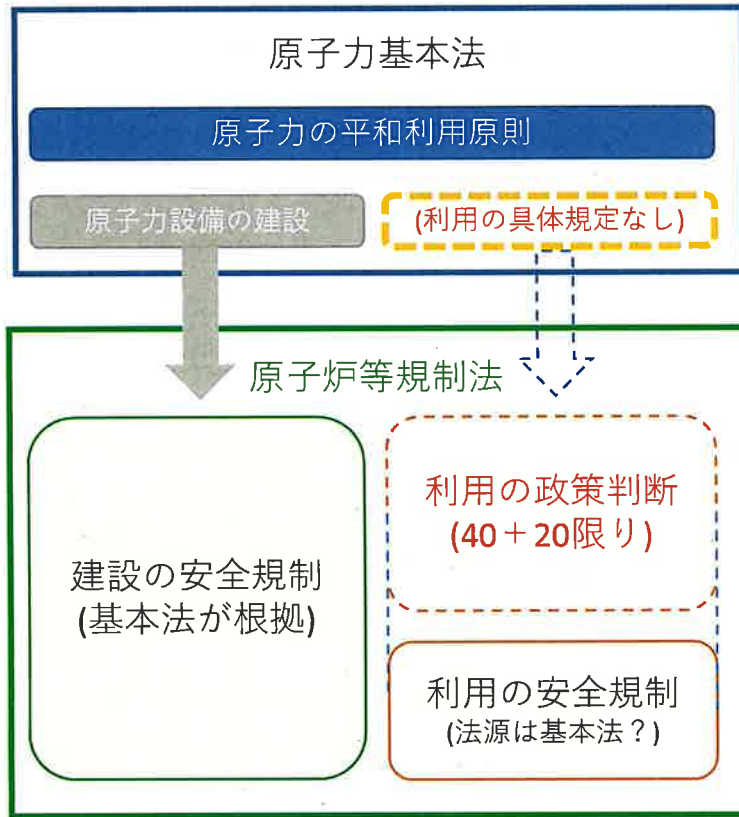
##### (1) GXへの投資

気候変動問題は、新しい資本主義の実現によって克服すべき最大の課題である。

2030年度46%削減、2050年カーボンニュートラルに向け、経済社会全体の大変革に取り組む。

ウクライナ情勢によって、日本は、資源・エネルギーの安定的な確保に向けてこれまで以上に供給源の多様化・調達の高度化等を進めロシアへの資源・エネルギー依存度を低減させる必要がある。エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保を大前提に、脱炭素の取組を加速させ、エネルギー自給率を向上させる。そのため、徹底した省エネルギーを進めるとともに、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用する。再生可能エネルギーについては、S + 3 Eを大前提に、主力電源として最優先の原則の下で、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入に取り組む。





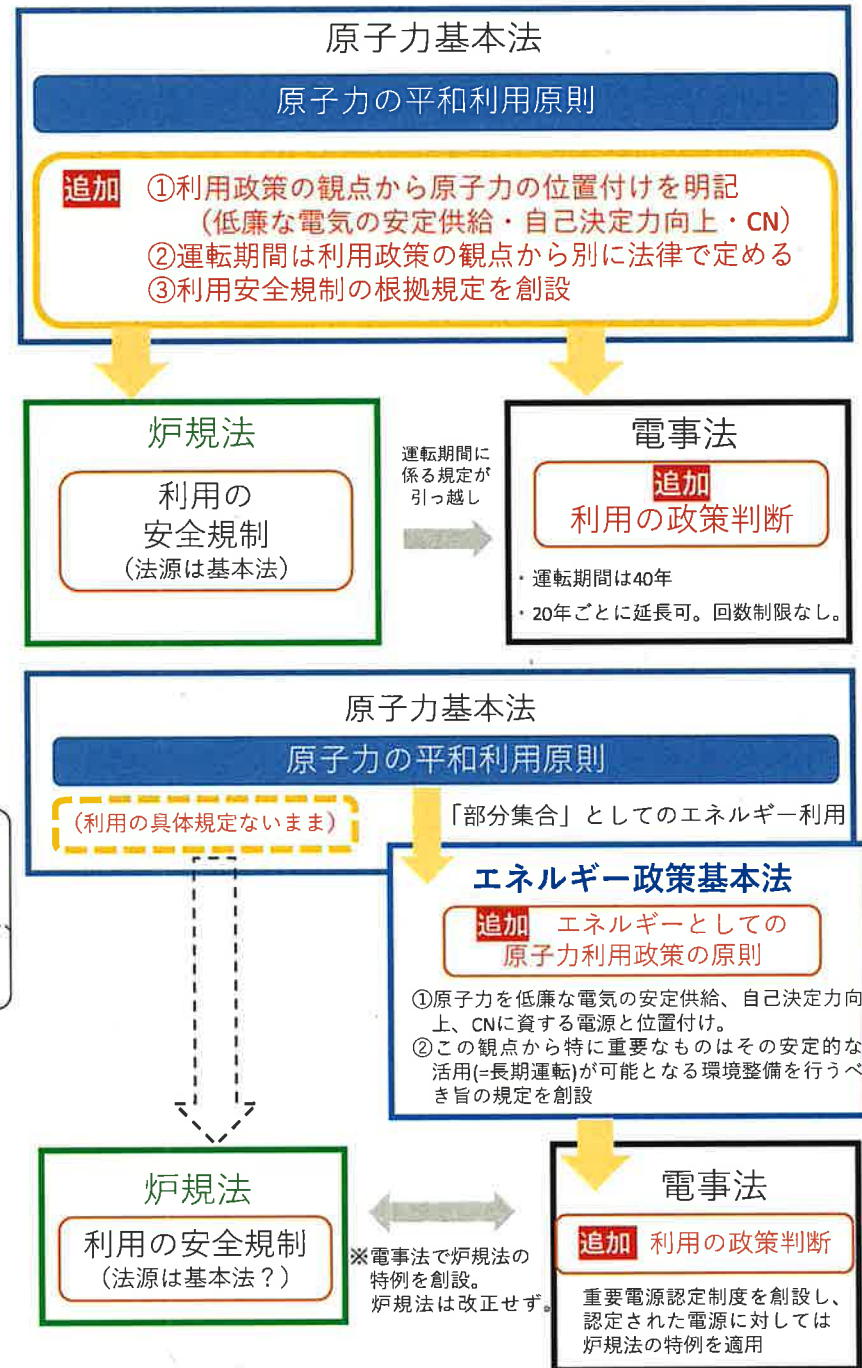
⇒改めて、**炉規制** (規制) と**電事法** (利用) の関係整理が必要。

**[A] 原子力基本法を改正**

原子力基本法 + 炉  
規法 + 電事法 +  
NuRO法の束ね改正  
→内・環・経の  
連合審査(P)

**[B] エネ政策基本法を改正**

エネ基本法 + 電事法 +  
NuRO法の束ね改正  
→経産委にて審議(P)  
※炉規法を正面から改正し、  
同法を束ねることもあり  
得るか。この場合、環・  
経の連合審査(P)



- ・ 運転期間の制限（40年+20年）は、安全規制上の必要性から定められたものではなく、利用政策・立法政策
- ・ 規制委が主請議・提案者とならない法構成が必要
- ・ 運転期間について利用政策の観点から改正するならば、節目での技術的確認（※現行の特別点検）は、引き続き規制委が担いうる
- ・ 技術的確認における劣化予測は、最大20年
- ・ 一方、安全規制が緩んだように見えないことも大事